

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社ハートエステートが開設する グループホーム ころろ（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである介護サービス包括型共同生活援助（以下、「共同生活援助」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者の意思及び人格を尊重し、適切な共同生活援助を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、共同生活援助を利用する障害者（以下、「利用者」という。）が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の職場、又は日中活動において利用している事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等を行うとともに、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するものとする。
- 3 共同生活援助の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供を行うものとする。

(事業所の名称、所在地、入居定員)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム ころろ
- (2) 所 在 地 茨城県鹿嶋市木滝168
- (3) 入居定員 25名

2 事業所は、1の共同生活住居を有するものとし、その名称及び所在地は、次のとおりとする。

共同生活住居の名称	その所在地	その入居定員
グループホームころろ木滝	茨城県鹿嶋市木滝168（101号室、103号室、201号室、202号室、203号室、204号室、205号室）	7名
グループホームころろ宮中	茨城県鹿嶋市宮中920-1 かすみコーポ（101号室、102号室、103号室、201号室、202号室、203号室）	6名
グループホームころろ潮来	茨城県潮来市日の出8丁目1-23（101号室、102号室、103号室、201号室、202号室、203号室）	6名
グループホームころろ平井サテライト	茨城県鹿嶋市大字平井1128-140 B S マンション203	1名
グループホームころろ大山	茨城県潮来市大山1766-311（101号室、102号室、103号室、104号室、105号室）	5名

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス管理責任者 2名（常勤1名、非常勤1名）
サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等を行うものとする。
- (3) 世話人 7名（非常勤7名）
世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。
- (4) 生活支援員 3名（常勤3名）
生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うものとする。

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第5条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者
- (2) 精神障害者
- (3) 身体障害者

(共同生活援助の内容)

第6条 事業所は、利用者に対する相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、健康管理・金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡・調整等の日常生活に必要な援助を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 共同生活援助を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は、前項の支払を受けるほか、共同生活援助において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 家賃

グループホームこころ宮中・潮来 月額40,000円税込

グループホームこころ木滝 (202, 203, 204) 月額24,000円税込

(102, 205) 月額27,000円税込

(103, 201) 月額30,000円税込

グループホームこころ平井 月額35,000円税込

グループホームこころ大山 (101, 102) 月額27,000円税込

(103, 104, 105) 月額24,000円税込

(2) 光熱水費 実費 (体験的利用の場合 利用者数との按分)

(3) 食材料費 実費 (体験的利用の場合 利用者数との按分)

(4) 日用品費 実費 (体験的利用の場合 利用者数との按分)

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証 (第1項については受領証) を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

5 光熱水費、食材料費、日用品費は年2回 (6月、1月) に清算し、余剰が出た場合は返金とする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等の対応)

第9条 共同生活援助の従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第10条 事業所は、その提供した共同生活援助に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火器や消火設備、その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害等に関する具体的な計画を立て、非常災害等に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者は管理者とする。
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会を設置し虐待防止のための対策を検討し、委員会での検討結果を全従業者に周知徹底する。
- (6) 虐待防止委員会の組織
委員長：管理者（林美羽）、虐待防止マネージャー：サービス管理責任者（住谷瞬）
委員：生活支援員（宮沢里美）、委員：生活支援員（小松崎由香）、委員：利用者代表（山田ちあき）

(身体拘束の禁止)

第13条 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延のための対策)

第14条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所において、感染症対策委員会を設置し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 感染症対策責任者は管理者とする。
- (3) 事業所において、感染症及びまん延防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の作成)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第16条 事業所は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 事業所は、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

3 事業所は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が共同生活援助事業所を見学する機会を設けるものとする。

4 事業所は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

5 事業所は、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、適切な共同生活援助が提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年3回以上

2 従業員は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 雇用契約においては、従業員であった者が従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

4 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、合同会社ハートエステートと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月29日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月25日から施行する。

この規程は、令和4年3月16日から施行する。

この規程は、令和6年12月15日から施行する。

この規定は、令和7年9月1日から施行する。

この規定は、令和8年3月1日から施行する。